

美幌町行政手続条例の改正条例案の概要

※ 条例化に伴い、改正行政手続法の規定とは異なる部分に、下線を付しています。

1 行政指導の方式

第 33 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

(行政指導の方式)

第 3 3 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。〔改正なし〕

2 行政指導に携わる者は、第 3 5 条第 1 項に規定する中止等の求めを申し出ることができる行政指導をする場合には、その相手方に対して、前項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該行政指導の中止等の求めをすることができる旨

(2) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(3) 前号の条項に規定する要件

3 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、執行機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

4 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 3 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

5 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

【趣旨、説明】

第 1 項の規定に改正はありませんが、参考までに掲載しました。

第 2 項の規定は、「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」（総務省行政管理局長通知。以下「施行通知」という。）において推奨されている内容を条文化したものです。新たに制度化された中止等の求めの円滑な運用の観点から、中止等の求めを申し出ることができる行政指導をする場合には、申し出ることができる旨及び申出書に記載する必要のある事項（第 35 条第 2 項第 3 号及び第 4 号）を教示する規定を設けました。

第 3 項の「執行機関」は、改正法では「行政機関」と定めているところ、条例では一律に「執行機関」と言い換えていることによる変更です。

第 4 項、第 5 項は、改正法に 1 項追加したことによる変更です。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした執行機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該執行機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

4 当該執行機関は、第1項の規定により申出をした当該行政指導の相手方に対し、前項の調査の結果並びに講じた措置の有無及びその内容を通知しなければならない。

【趣旨、説明】

第1項及び第3項の「執行機関」は、第33条の【趣旨、説明】と同様です。

第1項から第3項までの下線を付した「法令」は、改正法では「法律」と定めているところ、改正条例では法律に基づく命令及び条例等を含めることによる変更です。

第4項の規定は、施行通知において推奨されている内容を条文化したものです。新たに制度化された中止等の求めは、根拠規定のある行政指導がその相手方に及ぼす事実上の不利益の大きさに鑑み、行政処分を待たず、行政指導の段階で不服申立てをすることができる機会を保障したものであり、行政不服審査手続に準じて相手方の権利利益の保護を図る観点から、申出に対応した結果について通知することを義務付けました。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する執行機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は執行機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

4 当該執行機関は、第1項の規定により申出をした者に対し、前項の調査の結果及び法令に違反する事実の是正のためにした処分又は行政指導の内容を通知しなければならない。

【趣旨、説明】

第1項及び第3項の「執行機関」は、第33条の【趣旨、説明】と同様です。

第1項の下線を付した「法令」は、第35条の【趣旨、説明】と同様です。

第4項の規定は、施行通知において推奨されている内容を条文化したものです。新たに制度化された処分等の求めは、抗告訴訟の前段階の手段として活用されることが見込まれるため、申立人の便宜等を図る観点から、特別の支障（行政処分又は行政指導の相手方の正当な利益を害し、又は事務処理上著しい負担を生じること等）がない限り、申出に対応した結果について通知することを義務付けました。